

埼玉県後期高齢者医療広域連合長の職務代理に関する規則

平成19年4月1日

規則第2号

(職務を代理する職員)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第2項の規定による広域連合長の職務を代理する職員は、事務局長とする。

(職務を代理する上席の職員)

第2条 法第152条第3項の規定により広域連合長の職務を代理する上席の職員は、事務局次長の職にある者とする。ただし、事務局次長にあるものが複数ある場合については、年齢の多い順とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。